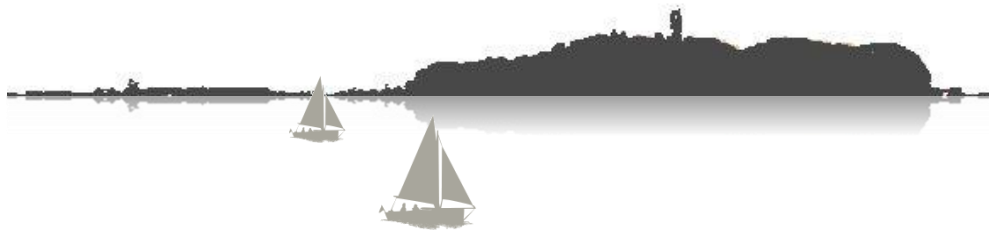


令和 3 年度
神奈川県の施策・制度・予算に関する要望
(藤沢市要望事項)

～郷土愛あふれる藤沢の実現に向けて～



藤沢市

要望に当たって

日頃から、市政運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、昨年の当市要望事項につきましては、一方ならぬご配慮をいただき深謝申し上げます。

当市では、市政運営の総合指針2020において、「めざす都市像」として「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」を掲げ、重点的に施策、事業に取り組んでおります。

広域都市連携においては、湘南地域県政総合センターのご協力をいただきながら、茅ヶ崎市、寒川町と湘南広域都市行政協議会を運営し、住民サービスの向上、地域活性化、行政の合理化、能率化を推進しております。

これらの取組においては、「コミュニティ再生で笑いあふれる100歳時代」の実現を意識することはもとより、効率性と相乗効果を高めるためにも、県市の連携、協働や神奈川県における技術的財政的なご協力、ご支援が不可欠なものとなります。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック大会が開催されます。大会の開催及び大会以降の地域活性化につながるレガシー創出のための取組は、神奈川県と一体となり精力的に進めていく必要があると考えております。

ついては、当市が令和3年度の施策を展開するうえで重要かつ緊急性の高い要望事項を取りまとめましたので、ご高覧の上、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2020年(令和2年)6月

藤沢市長

鈴木 恒 夫

目次

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 関連要望	1
1 大会開催に向けた支援について	2
個別課題.....	5
1 かながわ女性センター跡地の活用について.....	6
2 特別支援学校の過大規模解消について.....	8
3 急傾斜地崩壊対策の推進について.....	10
4 道路の整備促進について.....	12
5 街頭防犯カメラの設置について.....	14
6 幼児教育類似施設への補助の充実について.....	16
7 相鉄いずみ野線の延伸について.....	18
8 河川の整備促進について.....	20
9 クロピラリドの成分を含む粗飼料の輸入禁止について.....	22
10 消防防災施設整備費補助金について.....	24
11 マリンスポーツ・ビーチスポーツの振興について.....	26
広域的課題.....	29
1 旧耐震基準分譲マンションの耐震改修補助について.....	30
2 重度障害者医療費助成制度の充実について.....	32
3 小児医療費助成制度の創設・小児医療費助成制度の拡充について.....	34
4 教員数配置の充実強化について.....	36
5 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について.....	38
6 老人福祉施設の整備に対する支援について.....	40
7 重症心身障害児者の入所施設の整備について.....	42
8 部活動指導員配置に係る予算措置について.....	44
9 文化財の保護について.....	46
10 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金について.....	48
11 河川ごみ対策について.....	50
12 村岡・深沢地区全体整備構想（案）の実現に向けた支援について.....	52
13 自転車通行帯の整備について.....	54
14 契約事務に係る金額設定の適正化について.....	56
15 災害時の踏切早期開放ルールの整備について.....	58
県所管別要望一覧	60

東京2020オリンピック・パラリンピック

競技大会 関連要望

大会開催に向けた支援について

- ① 大会関連事業に活用可能な補助金の拡充について
- ② 事前キャンプの受け入れ及びトップアスリート等との市民交流機会の創出について
- ③ 競技開始時間の遵守等について

大会開催に向けた支援について

(要望先 政策局, スポーツ局)

重点要望項目及び要望内容

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、次の事項に積極的に取り組むこと。

- ① 東京2020大会の延期に伴い、市町村スポーツ施策推進補助金、市町村自治基盤強化総合補助金などの関連の事業に活用可能な補助金の一層の予算の拡充に努めること。

また、東京2020大会の開催が1年間延期することに伴い、関連経費が増大することが確実である開催会場関連自治体に対しては、最大限の財政的支援を行うよう国に働きかけること。

当市では、東京2020大会の開催に向けて、オリンピック・パラリンピックに関連する事業を新規・拡充し、積極的に取組を進めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により、令和2年度に開催予定だった東京2020大会が延期となったことから、これらの取組を令和3年度も継続して行う必要があります。

また、大会の開催が1年延期することに伴い、開催関連経費が増大することが見込まれることに加え、延期となった大会気運の盛り上げに向けた施策・事業の推進が不可欠と考えておりますので、国による最大限の財政的支援が求められます。

(市担当課 生涯学習部 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室)

② 当市善行の県立スポーツセンターを活用した、エルサルバドルオリンピック選手団、エジプト・アラブオリンピック・フェンシング選手団、及びポルトガルパラリンピック選手団の事前キャンプ受け入れに当たっては、各国選手団及び当市と事前調整を十分に行うこと。

また、トップアスリート等と市民が交流できる機会を積極的に創出できるよう、市と連携して取り組むこと。

市内にある県立スポーツセンターは、エルサルバドルオリンピック選手団、エジプト・アラブオリンピック・フェンシング選手団及びポルトガルパラリンピック選手団が事前キャンプ地として利用する予定です。

事前キャンプを通じて、トップアスリート等と市民との交流機会を積極的に創出できるよう、各国の種目別協会や地元関係団体との調整など、今後も県市が連携した対応が求められます。

(市担当課 生涯学習部 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室)

③ 東京2020大会の延期に伴うセーリング競技の開催日程等の再設定時に地元漁業者等の合意を得るとともに、同大会の運営に当たっては、合意した内容を遵守するよう大会組織委員会に働きかけること。

また、東京2020大会前に国際大会が開催される場合においても、同様の取扱いとなるよう、主催団体に対し働きかけること。

東京2020大会のテストイベントとして平成30年度に開催された「セーリングワールドカップシリーズ江の島大会2018」において、地元漁業者と事前に調整した時間と実際の競技開始時間が異なるという事態がありました。それを受けて、令和元年に開催されたテストイベントやワールドカップでは、レースエリア・競技開始時間等について、漁業関係者の合意を得た内容が遵守されるよう漁業関係者と組織委員会や実行委員会がそれぞれ合意書を取り交わし、合意に基づいて運営されています。

東京2020大会においても、これまでに行われたテストイベント及びワールドカップシリーズの結果を踏まえた運用とするとともに、漁業活動等への影響を考慮し、地元漁業者等と事前に合意した内容を遵守することが求められます。

(市担当課 生涯学習部 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室)

個別課題

- 1 かながわ女性センター跡地の活用について
- 2 特別支援学校の過大規模解消について
- 3 急傾斜地崩壊対策の推進について
- 4 道路の整備促進について
- 5 街頭防犯カメラの設置について
- 6 幼児教育類似施設への補助の充実について
- 7 相鉄いずみ野線の延伸について
- 8 河川の整備促進について
- 9 クロピラリドの成分を含む粗飼料の輸入禁止について
- 10 消防防災施設整備費補助金について
- 11 マリンスポーツ・ビーチスポーツの振興について

(個別課題の要望項目の順序は、市長会要望の分類順としています。)

1 かながわ女性センター跡地の活用について

(要望先：くらし安全防災局)

重点要望項目

かながわ女性センター跡地の活用にあたっては、跡地売却等により民間活用される場合においても、市や地域住民の意見を十分に聞き、津波避難スペースの整備等を売却の条件にするなど、防災機能を確保すること。

要望内容

かながわ女性センター跡地は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時には運営エリアとしての活用が予定されております。

東日本大震災以降、津波災害への各種対策が求められており、当市では、津波災害が発生した場合の一時避難施設として、市内215施設を津波避難ビルとして協定に基づき指定していますが、すべての避難者を受け入れるのに十分な施設数を確保できているとは言えません。特に、江の島島内には現状として津波避難ビルが1か所しかないため、津波災害等が発生した場合に多くの人は避難のために長距離の移動をすることになります。過去にはかながわ女性センターを津波避難ビルとして指定していた時期があり、そこでは避難者500人が収容可能でしたが、施設閉鎖に伴い、現在では指定を解除しています。観光客等の数はピーク時には1日当たり10万人を超えるため、避難指示が出た場合、海岸周辺の津波一時避難施設に人が殺到することが想定されています。

観光地である江の島島内には多くの人が集まり、それに対応できる津波避難スペースを確保することが求められているため、かながわ女性センター跡地について、地域住民の意向も十分に踏まえながら、その活用を検討する必要があります。

<要望事項>

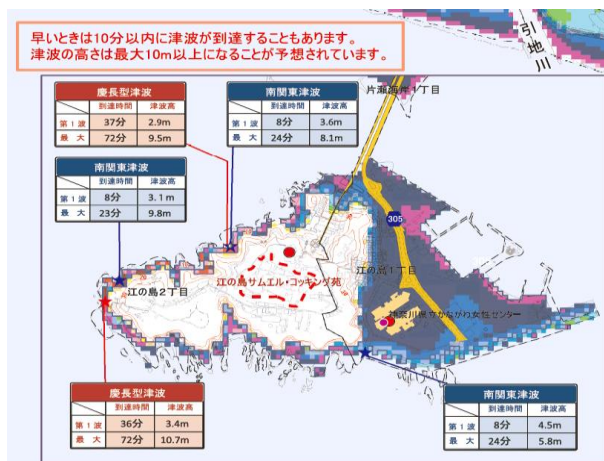
次の事項について要望します。

- かながわ女性センター跡地の活用に当たっては、跡地売却等により民間活用される場合においても、市や地域住民の意見を十分に聞き、津波避難スペースの整備等を売却の条件にするなど、防災機能を確保すること。

<効果>

多くの人が集まる江の島島内に津波避難スペースを確保することにより、避難のために長距離の移動をする必要がなくなるため、津波到着予測時間前により多くの人が迅速に避難することができるようになります。

参考資料



藤沢市津波ハザードマップ
(平成25年度作成)

(市担当課 防災安全部 危機管理課)

2 特別支援学校の過大規模解消について

(要望先 教育委員会 教育局)

重点要望項目

特別支援学校における児童生徒数の増加に伴う過大規模を解消し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、県立藤沢養護学校のバリアフリー化を行うとともに、重複障がい（知的・肢体不自由）のある児童生徒の受け入れが可能となるよう再編整備を行うなど、地域の実情に応じた配置となるよう、藤沢市内に新設することも含めて検討すること。

また、特別支援学校整備に係る補助制度の拡充及び特別支援教育体制の充実強化を図ること。

要望内容

<現状>

市立白浜養護学校は、小・中・高の一貫教育を図るため平成8年度に高等部を開設し、平成9年に改築を行いました。高等部が3学年揃った平成10年度の在籍者数は全校で57人でしたが、以降は特別支援学校への就学・転入学を希望する児童生徒が増加傾向にあることなどの理由から新入生が増加の一途を辿っています。令和2年度の児童生徒数は、小学部74人、中学部29人、高等部35人の合計138人で、平成10年度と比較すると2倍以上の人数であり、75人を想定して建設された校舎に対して大きく定員を超えています。現在は特別教室を転用したものを含めた26教室を使用していますが、今後は教室の確保も困難な状況です。

市内には県立藤沢養護学校があるものの、校舎のバリアフリー化がされていないため、知的障がいに加えて肢体不自由等の複数の障がいを持つ、いわゆる重複障がいのある児童生徒を受け入れられず、そうした児童生徒については市立白浜養護学校に進学する現状となっています。

このようなことから、市立白浜養護学校の過大規模を解消するため、既存の県立特別支援学校の定員枠を見直すなどの再編成を行うとともに、県立藤沢養護学

校のバリアフリー化や障がいの特性に応じた県立特別支援学校の新規開設，特別支援学校への人的配置の充実などの体制強化を図る必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

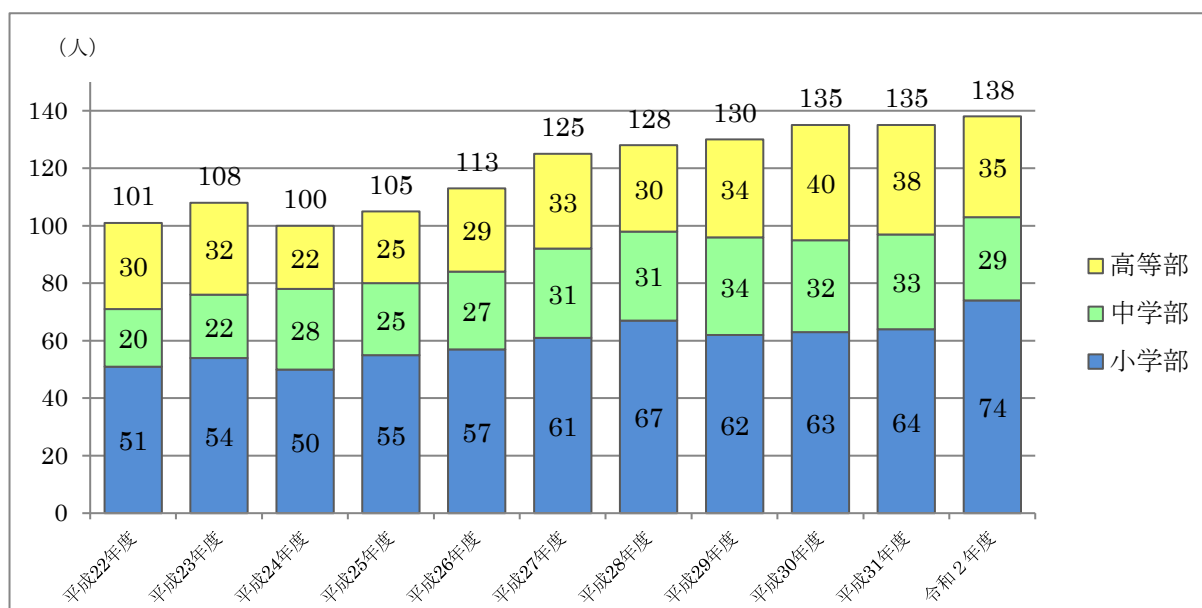
- 県立藤沢養護学校のバリアフリー化を行うこと。
- 県立特別支援学校の定員枠の見直しを行うこと。
- 地域の実情を鑑み，障がいの特性に応じた県立特別支援学校を新たに藤沢市内に開設することを検討すること。
- 特別支援学校整備に係る補助制度の拡充を図ること。
- 特別支援学校への人的配置の充実等，体制強化を図ること。

<効果>

可能な限り身近な地域において，障がいの特性に応じた教育を受ける機会を確保できるよう教育環境を整備することで，教育行政の推進に寄与します。

参考資料

藤沢市立白浜養護学校児童生徒在籍数の推移



(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

新規要望

3 急傾斜地崩壊対策の推進について

(要望先 ぐらし安全防災局)

重点要望項目

近年の異常気象の発生による大規模な土砂崩れなどの被害リスクを増大化させないため、市内にある急傾斜地崩壊危険区域の未完了区域については、早期の対策工事を行うこと。

あわせて、風水害対策の強化のためにも、要件を満たしている急傾斜地崩壊危険箇所49箇所のうち指定18区域以外について、急傾斜地崩壊危険区域へ早期に指定するとともに、対策工事の着手をすること。

要望内容

<現状>

当市は、昭和45年度に市内4区域が急傾斜地崩壊危険区域に指定されて以来、平成23年度までに計18区域が指定を受けています。県は順次対策工事を行っており、現時点では工事の約9割が完了している状況ですが、依然として未完了のところもあります。

当市には、指定区域以外にも急傾斜地崩壊危険区域の指定要件を満たす区域がありますが、そこは未だに指定を受けていない状況です。

近年では、地球温暖化などの気候変動の影響による異常気象の発生と、それを受けての被害リスクの増大化が懸念されています。例えば、令和元年9月の台風15号及び10月の台風19号のような大型台風は、大規模な土砂崩れや浸水等をもたらし、県内各地域で甚大な被害を生じさせるため、事前の対策が必要となります。

県は令和元年度に「かながわ気候非常事態宣言～いのちを守る持続可能な神奈川の実現に向けて～」を発出しており、宣言の中では「今のいのちを守るため、風水害対策等の強化」への取組が一つの柱だと示しております。

この宣言を踏まえて、今後、未完了の急傾斜地崩壊危険区域や指定要件を満たす区域について、県の早期の対応を求めます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

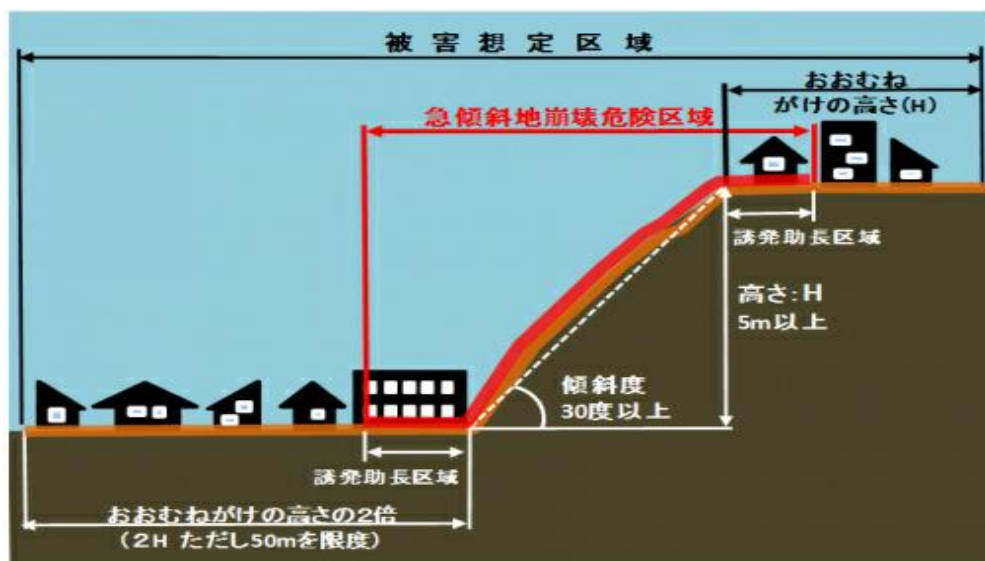
- 県は市内にある急傾斜地崩壊危険区域の未完了区域については、早期の対策工事を行うこと。
- 要件を満たしている急傾斜地崩壊危険箇所49箇所のうち指定18区域以外について、急傾斜地崩壊危険区域へ早期指定するとともに、対策工事の着手をすること。

<効果>

地球温暖化などの気候変動に起因する異常気象の発生による被害リスクの増大化に対して適切な対応ができ、「今のいのちを守る」ことにつながります。

参考資料

急傾斜地崩壊危険区域の指定基準



(市担当課 防災安全部 防災政策課)

4 道路の整備促進について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、都市計画道路「横浜藤沢線川名工区」、「(仮称)湘南台寒川線」の早期事業着手及び「藤沢厚木線辻堂工区」、「横浜藤沢線片瀬工区」の事業化の推進を図るとともに、「横浜湘南道路」及び「高速横浜環状南線」の早期完成を国などに働きかけること。

要望内容

<現状>

圏央道は、横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの都市を連絡し、東京湾アクアライン、東京外郭環状道路などと一体となって首都圏の広域的な幹線道路網を形成する3環状道路の一番外側に計画されている高規格幹線道路です。神奈川県区間は、さがみ縦貫道、横浜湘南道路、高速横浜環状南線の3路線が位置づけられており、中央自動車道・東名高速道路と湾岸地域を結ぶとともに、都市間を連絡する県の大動脈として期待されています。

現在、さがみ縦貫道路、新湘南バイパスが開通し、残る横浜湘南道路や高速横浜環状南線の早期完成に向け、国により事業が進められています。また、神奈川県区間の北側では、平成27年度に埼玉県区間、平成29年度に茨城県区間が全線開通するなど圏央道のネットワークの完成が近づいています。一方で、圏央道へのアクセス道路となる藤沢厚木線、横浜藤沢線、(仮称)湘南台寒川線については、「かながわのみちづくり計画」の整備路線などに位置づけられ事業化に向けた取組や検討などが県により進められていますが、未整備となっています。

圏央道の開通によるストック効果により、当市への交通が大幅に増えている一方、横浜湘南道路などが完成していないことや、藤沢厚木線などのアクセス道路が未整備であることから、当市では交通混雑、渋滞、生活道路への通過交通の流入などの問題が生じています。このため、横浜湘南道路などの早期完成、圏央道へのアクセス道路の整備を推進すること、さらに、広域交通への交通情報の提供

や案内板の整備など，ソフト対策の充実を早期に図っていくことが必要とされています。

<要望事項>

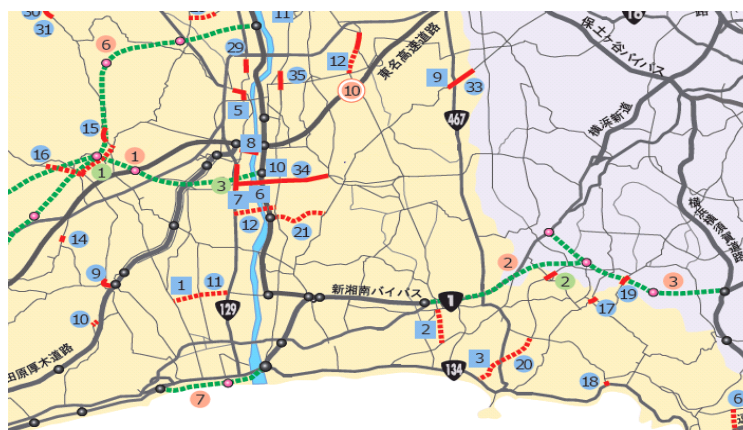
次の事項について要望します。

- 「横浜藤沢線川名工区」及び「(仮称) 湘南台寒川線」を早期事業着手すること。
- 「藤沢厚木線辻堂工区」及び「横浜藤沢線片瀬工区」の事業化を推進すること。
- 「横浜湘南道路」及び「高速横浜環状南線」の早期完成を国に働きかけること。

<効果>

交通混雑・渋滞の解消，生活道路の機能回復等，交通機能の適正化が図られるほか，都市拠点の連絡強化による地域産業の活性化や観光振興等に寄与します。

参考資料



2	横浜湘南道路(首都圏中央連絡自動車道)	栄IC・JCT～藤沢IC	供用
3	高速横浜環状南線(首都圏中央連絡自動車道)	釜利谷JCT～戸塚IC	供用

2	(都) 藤沢厚木線	藤沢市辻堂元町～羽鳥	道路新設(4車線)
3	(都) 横浜藤沢線	藤沢市片瀬～片瀬海岸	道路新設(4車線)

20	(都) 横浜藤沢線	藤沢市川名～片瀬	道路新設(4車線)	整備
21	(仮称) 湘南台寒川線	藤沢市宮原～寒川町宮山	道路新設(4車線)	整備

(出典:改定・かながわのみちづくり計画)

(市担当課 道路河川部 道路河川総務課)

5 街頭防犯カメラの設置について

(要望先 警察本部)

要望項目

安全・安心なまちづくりを推進するため、神奈川県警察が管理運用する防犯カメラシステム等を、県の歓楽街総合対策推進本部が「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策推進重点地区」に指定している藤沢駅前地区に設置すること。

要望内容

<現状>

当市は湘南を代表する観光地の江の島を有することなどから、国内外から多くの来訪者があります。来訪者のトラブルを防ぐと同時に、住民の安全・安心を守るためには治安対策が重要です。特に藤沢警察署管内である藤沢駅前地区は、夜間・深夜に飲酒客が増加、客引き行為等の迷惑行為が多発している地区となっています。また、周辺地区では、児童生徒等への声かけ事案やわいせつ事案、ひったくり等も発生しています。

平成21年度に警察庁がＪＲ川崎駅東口地区において実施した「街頭防犯カメラシステムモデル事業」のシステムを神奈川県警察が引き継ぎ、平成23年度から街頭防犯カメラシステム等の運用を開始しています。

当市では、街頭犯罪に対し、市民、警察、行政及び関係団体が連携して犯罪抑止の推進を図っていますが、特に、神奈川県警察が設置する街頭防犯カメラは、犯罪の速やかな認知、被害者の保護、迅速・的確な対応、犯罪の捜査や客観的な立証などに極めて有効であり、犯罪の抑止に関して非常に高い効果が期待できます。

近年、自治会や商店街等による防犯カメラの普及が進んでおりますが、藤沢駅前地区は、神奈川県警察が実施する「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策推進重点地区」に指定されており、犯罪を未然に防ぎ、地域の安全確保のため、警察による犯罪抑止対策を強化する必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

○神奈川県警察による街頭防犯カメラシステム等を藤沢駅周辺に設置すること。

<効果>

犯罪の抑止効果が高まることで、周辺地区の治安改善及び安全で安心なまちづくりにつながります。

参考資料

藤沢駅南口周辺の防犯カメラ設置状況と設置を要望する箇所図



- ▲・・・藤沢市設置
- ・・・商店街設置
- ★・・・周辺自治会・町内会設置
- ▨・・・県へ防犯カメラの設置を要望する範囲

(市担当課 防災安全部 防犯交通安全課)

新規要望

6 幼児教育類似施設への補助の充実について

(要望先 福祉子どもみらい局)

要望項目

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の対象とならない、いわゆる幼稚園類似施設に通う保育の必要性のない子どもについて、当該幼稚園類似施設が国の定める認可外保育施設指導監督基準を満たす場合には、無償化の対象とすること、又は幼稚園類似施設に通う保育の必要性のない子どもに対する補助制度等を創設することについて、国に働きかけること。

要望内容

<現状>

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）では、その対象者を、関連法に基づき、都道府県から認可を受けた幼稚園・保育施設・認定こども園を利用する児童、及び認可外保育施設を利用する児童のうち、保育の必要性が認められる児童としています。このため、法制度上、認可外保育施設に分類される幼稚園類似施設を利用する児童については、その多くが保育の必要性が認められない児童であるため、現状においては無償化の対象外となってしまう状況にあります。

幼稚園類似施設は、施設ごとに特徴を生かした活動をしながら地域の幼児教育の受け皿として発展してきた施設であるとともに、集団の中では保育が難しい児童の受入れを行うなど、これまで地域の子育て支援施設として重要な役割を担ってきました。無償化の実施により、入園希望者が減少し、廃園の可能性もあるとの懸念から、施設や利用者から支援を求める様々な意見や要望が出されています。

子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的とした無償化制度の趣旨を踏まえ、幼稚園類似施設の利用者についても国の制度として一定の支援を行う必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 幼児教育・保育の無償化の対象とならない、いわゆる幼稚園類似施設に通う保育の必要性のない子どもについて、当該幼稚園類似施設が国の定める認可外保育施設指導監督基準を満たす場合には、無償化の対象とすること。
- 幼稚園類似施設に通う保育の必要性のない子どもに対する補助制度等を創設することについて、国に働きかけること。

<効果>

幼稚園類似施設に通う児童の全てが無償化の対象にならないことを理由とした幼稚園類似施設への入園希望者の減少という事象の発生を抑え、地域の子育て支援施設であり、地域教育を担ってきた幼稚園類似施設の持続的な運営に寄与します。

参考資料

利用施設		保育の必要性【有】	保育の必要性【無】
幼稚園	幼稚園(施設型給付) 認定こども園(教育利用)	無償 (預かり保育は月額11,300円を上限に無償)	無償 (預かり保育は対象外)
	幼稚園(私学助成)	月額25,700円を上限に無償 (預かり保育は月額11,300円を上限に無償)	月額25,700円を上限に無償 (預かり保育は対象外)
認可保育施設 認定こども園(保育利用)		無償	(利用できない)
認可外 保育施設	その他認可外保育施設	月額37,000円を上限に 無償	無償化の対象外
	幼児教育施設	月額37,000円を上限に 無償	無償化の対象外

※対象者は、すべての3～5歳児、及び非課税世帯の0～2歳児

※無償化上限額は、3～5歳児の場合。非課税世帯の0～2歳児の場合は各金額に5,000円を加えた額。

(市担当課 子ども青少年部 保育課)

7 相鉄いずみ野線の延伸について

(要望先 県土整備局)

要望項目

いずみ野線延伸の早期実現に向け、鉄道延伸及びまちづくりの検討の深度化について、市と協働して取り組むとともに、事業スキームの検討と財政的・技術的支援に関する国への更なる働きかけについて、取り組むこと。

事業化に向けては、関係機関との調整を行いながら、地域の実情に合わせた沿線地域まちづくりのスケジュールと整合を図ること。

要望内容

<現状>

平成28年度の国の交通政策審議会において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として、いずみ野線の延伸（湘南台～倉見）が位置付けられました。これを踏まえ、県はこれまでに湘南台から慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺までを先行区間として、鉄道の線形及び施設の概略構造の検討を行うとともに、概算事業費及び基本ケースにおける鉄道利用者数の推計を実施しました。

「いずみ野線延伸連絡協議会」は、平成29年度に想定した2駅の概ねの駅位置等について合意し、この合意内容と交通政策審議会の答申内容を受け、延伸の実現に向けた更なる検討及び関係者間での合意形成を図るため、同年11月に「いずみ野線延伸検討協議会」に改組しました。同協議会には平塚市が新たに構成員として加わり、検討体制を強化して引き続き取組を進めています。

当市では、延伸地域のまちづくりに向け、新駅設置を想定した2駅周辺のまちづくり基本計画を策定するとともに、B駅の設置が想定されている健康と文化の森地区では、平成28年度に、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス等を市街化区域に編入し、新たなまちづくりを進めるエリアを、一般保留区域に設定しました。さらに、B駅については、地権者で構成するまちづくりに関する協議会が平成30年度に発足し、新たなまちづくりの実現に向けた取組を進めるとともに、A駅

についても駅周辺の住民を中心とした連絡会を設立し、駅周辺のまちづくりや需要創出に向けた取組を進めています。

延伸の早期実現に向けては、事業の採算性をどのようにして確保するかという課題があります。また、事業スキームに係る関係者間の調整や合意形成、運行計画・建設費・運行経費に関する具体的な検討、沿線の交通事業者等との協議や調整については、不透明な状況であり、更なる検討が必要です。

なお、B駅周辺の新たなまちづくりについては、市街化区域への編入に向けて、鉄道事業用地を含め、土地利用計画を精査していく必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

○鉄道延伸及びまちづくりの検討の深度化について、市と協働して取り組むこと。

○事業スキームの検討とあわせて、財政的・技術的支援について、国へ働きかけること。

○事業化に向けては、地域の実情に合わせた沿線地域まちづくりのスケジュールと整合を図ること。

<効果>

県央湘南地区における交通ネットワークの形成に寄与します。また、公共交通の利便性はもとより、自動車交通から徒歩、自転車、公共交通への利用転換が促進され、環境負荷軽減等も見込まれます。

参考資料



いずみ野線の延伸（出典：国土交通省交通政策審議会答申）

（市担当課 計画建築部 都市計画課）

8 河川の整備促進について

(要望先 県土整備局)

要望項目

近年頻発している突発的集中豪雨の対策として、特定都市河川（境川・引地川）及び「かながわの川づくり計画」対象河川（境川・引地川・小出川）の河川改修事業を実施し、整備目標を早期に達成すること。

要望内容

<現状>

雨水の排除は、放流先河川の流下能力の影響を強く受けます。近年頻発している突発的集中豪雨では、河川の急激な水位上昇に伴い雨水管渠による内水の排除が停滞し、床上浸水等の被害につながっています。

境川については、御殿橋から堰跡橋の区間は川幅が狭く流下能力が不足している現状があります。また、市街化区域編入や相鉄いずみ野線延伸が予定されている慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺地区においては、小出川の流下能力不足による浸水被害が多発しています。さらに、近年の突発的集中豪雨の影響で床上浸水等の被害が生じていることから、河川改修等への取組強化と早期整備が喫緊の課題となっています。

「かながわの川づくり計画」の都市河川重点整備計画に位置づけられている当市対象河川のうち、特に、境川、引地川の整備目標（流域対策を含めて60mm/h）、小出川の整備目標（概ね50mm/h）に対応した早期整備が必要となっています。引地川、境川及び小出川については、河川整備計画が策定されていますが、より具体的となった対策計画の早期推進が望まれます。

また、境川及び引地川は、平成25年度に特定都市河川流域に指定されたことから、県と関係市が共同で策定する「流域水害対策計画」（引地川は策定済）に基づく対策等、治水安全度の向上が期待されています。

<要望事項>

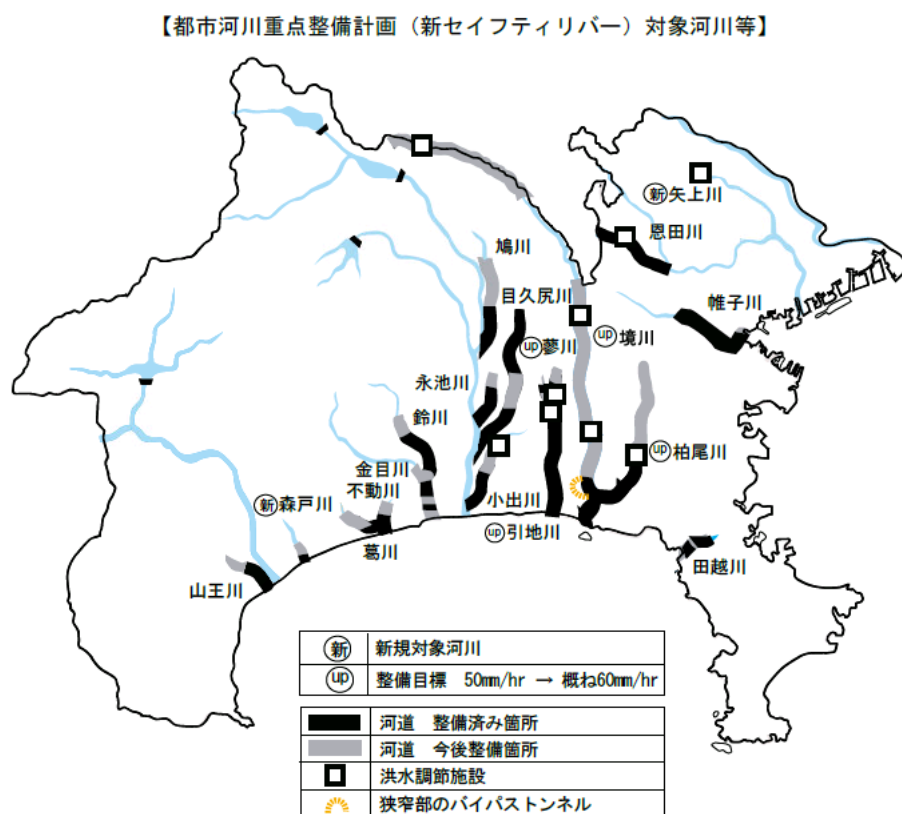
次の事項について要望します。

○境川，引地川，小出川の河川改修事業を早期に実施し，整備目標を達成すること。

<効果>

突発的集中豪雨の影響による床下・床上浸水等の被害を抑制し，安全・安心な市民生活と災害に強いまちづくりに寄与します。

参考資料



（出典：神奈川県「都市河川重点整備計画<新セーフティリバー>」）

（市担当課 道路河川部 河川水路課）

9 クロピラリドの成分を含む粗飼料の輸入禁止について

(要望先 環境農政局)

要望項目

日本では許可されていないクロピラリドを成分とする除草剤を使用して生産された粗飼料が輸入されないよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

クロピラリドは、国内では農薬として登録されていませんが、飼料の輸入元である米国、豪州、カナダ等では広く使用されているため、国内でも輸入粗飼料を給餌された家畜の排せつ物や、これを原料とした堆肥に含まれている可能性があります。

神奈川県で行われる都市農業において、酪農、肉牛農家が使用する粗飼料については、自給生産が厳しく輸入粗飼料に頼らざるを得ない状況にあります。このような中、平成25年度には藤沢市内の酪農家が生産した堆肥を使用した耕種農家の農作物に、生育障害が発生しました。原因調査のため県が生物検定を行った結果、酪農家が牛に給餌する輸入粗飼料に含まれるクロピラリドが堆肥に残留していることが原因であるとの見解が示されました。

また、国においても、飼料及び堆肥中に含まれるクロピラリド濃度の実態調査、より低い濃度が測定可能な新たな分析法の開発、作物の生育障害と土壌中のクロピラリド濃度との関係を解明する試験研究などを行っています。これらを踏まえ、畜産農家、堆肥製造・販売業者、培土製造・販売業者、園芸農家・育苗業者など関係者に対し、クロピラリドを含む可能性がある堆肥の提供や使用に当たっての注意事項について都道府県や関係団体などを通じた指導がされています。しかし、根本となる「クロピラリドを使用した粗飼料」の輸入に対しては現在規制等がない状況です。

さらに、一度農作物の生育障害の原因が堆肥となってしまうと、畜産農家が畜ふんを適切に処理し堆肥化しても、風評により堆肥の利用先がなくなってしまう、余剰堆肥を処理する費用がかかることで畜産経営が圧迫される事態にも至ること

から、クロピラリドを使用して生産された粗飼料が輸入されないよう、国に働きかけることを要望するものです。

<要望事項>

次の事項について要望します。

○クロピラリドを使用して生産された粗飼料が輸入されないよう国に働きかけること。

<効果>

全国の畜産農家，耕種農家の健全な経営及び食料自給率の向上に寄与します。

参考資料



(出典:農林水産省Webサイト)

(市担当課 経済部 農業水産課)

10 消防防災施設整備費補助金について

(要望先 くらし安全防災局)

要望項目

消防防災施設整備費補助金の高機能消防指令センター総合整備事業については、個別装置を整備する場合も配分対象とするなど、地域の実情に即した配分方針に見直しを行うよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

消防防災施設の整備を促進するため、国は事業を実施する地方公共団体に対して、消防防災施設整備費補助金を交付しています。平成14年度から消防防災施設整備費補助金の補助メニューに、高機能消防指令センター総合整備事業が追加されましたが、国が示す「令和2年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊整備費補助金配分方針」では、「消防指令業務の共同化又は消防の連携・協力に伴う整備については特別に考慮して配分するもの」としている一方「個別装置を整備する場合においては、原則配分しない」と示されています。

通常、既存の装置を更新する場合には、装置毎に保守期間や耐用年数が異なるため、諸条件を総合的に判断したうえで、まだ使用可能な装置を含めて一括更新することなく、個別に一部入れ替えを行うこととなります。

消防防災施設の整備は、市民の生命と財産を守るための喫緊の課題であり、整備を行う地方公共団体の財政負担を軽減するため、国庫補助金による財政支援は必要不可欠なものです。

国が示す補助金の配分方針は、地方公共団体の現状には即していないため、実態に即した配分方針とするよう国に働きかけることを要望するものです。

<要望事項>

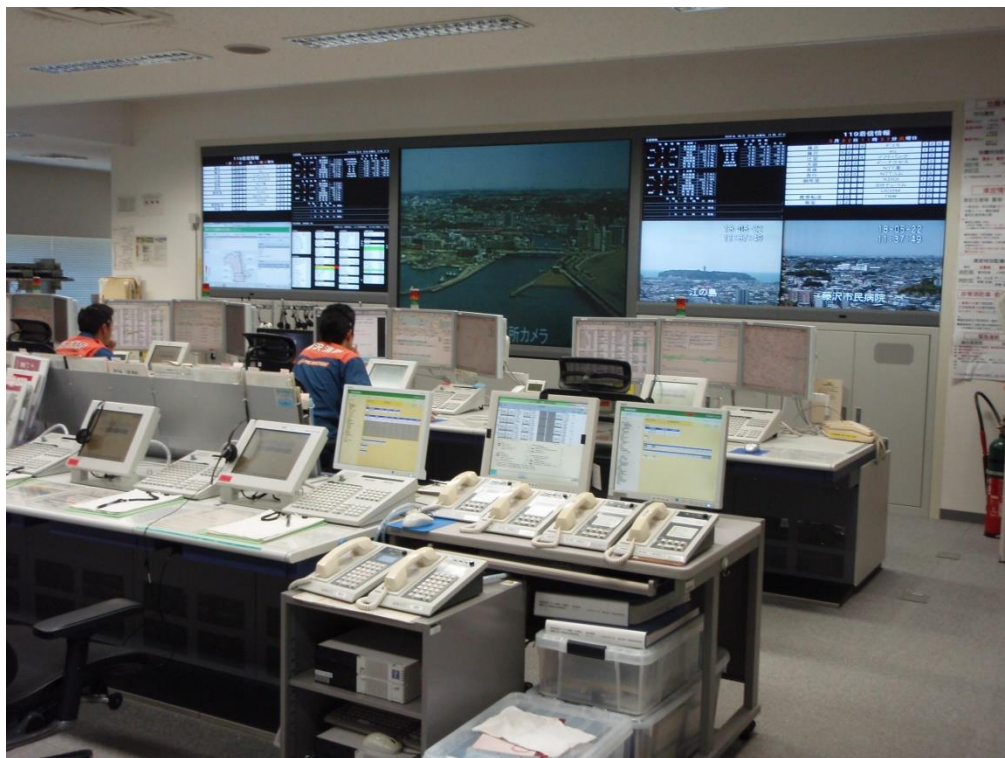
次の事項について要望します。

○高機能消防指令センター総合整備事業については、個別装置を整備する場合も配分対象とするよう国に働きかけること。

<効果>

国が示す配分方針が、実態に即したものとなることで、市町村の財政負担が軽減され、消防防災施設整備の促進に寄与します。

参考資料



消防防災施設（消防緊急通信指令システム）

（市担当課 消防局 警防課）

1 1 マリンスポーツ・ビーチスポーツの振興について

(要望先 スポーツ局)

要望項目

マリンスポーツ、ビーチスポーツの振興に向けて、市が地域の特性を活かしたイベント等を開催する際には、県は市と連携して取り組むこと。また、大会誘致等の気運が醸成された際には、県は沿岸市町が連携した取組となるよう、積極的に支援すること。

要望内容

湘南海岸を有する本市ではマリンスポーツやビーチスポーツが盛んであり、海岸では各種大会が実施されています。今後も、ビーチバレージャパンやザ・ビーチ、相模湾沿岸で行われている湘南オープンウォータースイミングをはじめとする様々な大会について、沿岸市町が協力して開催することを検討するとともに、イベント開催は広域的に取り組むことが効果的と考えることから、県に対して連携を求めていると考えています。

また、これらの取組を契機にマリンスポーツ・ビーチスポーツが更に普及し、アジアビーチゲームズなどの国際的なビーチ・マリンスポーツ大会を誘致する気運が醸成された際には、県の支援・協力はますます不可欠となります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- マリンスポーツ、ビーチスポーツのイベント等を開催する際には、県は市と連携して取り組むこと。また、大会誘致等の気運が醸成された際には、県は積極的に支援すること。

＜効果＞

各種大会の開催などを通じたスポーツ振興は、スポーツを楽しむ環境づくりや健康志向の高まりに寄与し、県が取り組む未病改善と、「コミュニティ再生で笑いあふれる１００歳時代」の醸成にもつながります。

（市担当課 生涯学習部 スポーツ推進課）

広域的課題

(市長会要望事項から)

- 1 旧耐震基準分譲マンションの耐震改修補助について
- 2 重度障害者医療費助成制度の充実について
- 3 小児医療費助成制度の創設・小児医療費助成制度の拡充について
- 4 教員数配置の充実強化について
- 5 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について
- 6 老人福祉施設の整備に対する支援について
- 7 重症心身障害児者の入所施設の整備について
- 8 部活動指導員配置に係る予算措置について
- 9 文化財の保護について
- 10 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金について
- 11 河川ごみ対策について
- 12 村岡・深沢地区全体整備構想（案）の実現に向けた支援について
- 13 自転車通行帯の整備について
- 14 契約事務に係る金額設定の適正化について
- 15 災害時の踏切早期開放ルールの整備について

(広域的課題の要望項目の順序は、市長会要望の分類順としています。)

1 旧耐震基準分譲マンションの耐震改修補助について

(要望先 ぐらし安全防災局)

重点要望項目

神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金について、昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。

要望内容

<現状>

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき国が策定した「建築物の耐震診断及び改修促進を図るための基本的な方針」は、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を、令和2年度までに少なくとも95%とすることを目標にしています。また、耐震性が不十分な住宅については令和7年度までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物については令和7年度を目途に、それぞれおおむね解消することも目標にしています。

目標達成に向けて、県は平成8年度から平成22年度までは「市町村地震防災対策緊急支援事業」、平成23年度から平成27年度までは「市町村消防防災力強化支援事業」、平成28年度からは「市町村地域防災力強化事業」を実施しているところです。

当市では国の基本方針及び「神奈川県耐震改修促進計画」を踏まえ、「令和2年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%にする」という目標のもと、耐震化促進事業を実施しています。平成8年からは「木造住宅耐震診断」補助事業、平成18年度からは「木造住宅耐震改修工事」補助事業を開始し、令和元年度末までに耐震診断1,396件、耐震改修工事260件に対して補助を実施しています。また、平成22年度から「分譲マンション耐震診断」補助事業を開始し、令和元年度末で17件に対して補助を実施しています。

「耐震改修促進計画」の耐震化率を95パーセントにする目標達成のためには、特に耐震化率の低い木造住宅を優先的に支援する必要がありますが、一方で耐震

性の劣るマンション等は、災害時に入居する多世帯へ被害があること、倒壊等が起きると周辺に対して影響が大きいことなどから、同様に支援を行う必要があります。また、耐震性の劣るマンション等は、被災後に改修等を実施しようとしても、居住者との合意形成の困難さから着手までに時間を要することが考えられるため、早急に県の支援制度を拡充し、耐震化を促すことが重要だと考えます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

○旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とすること。

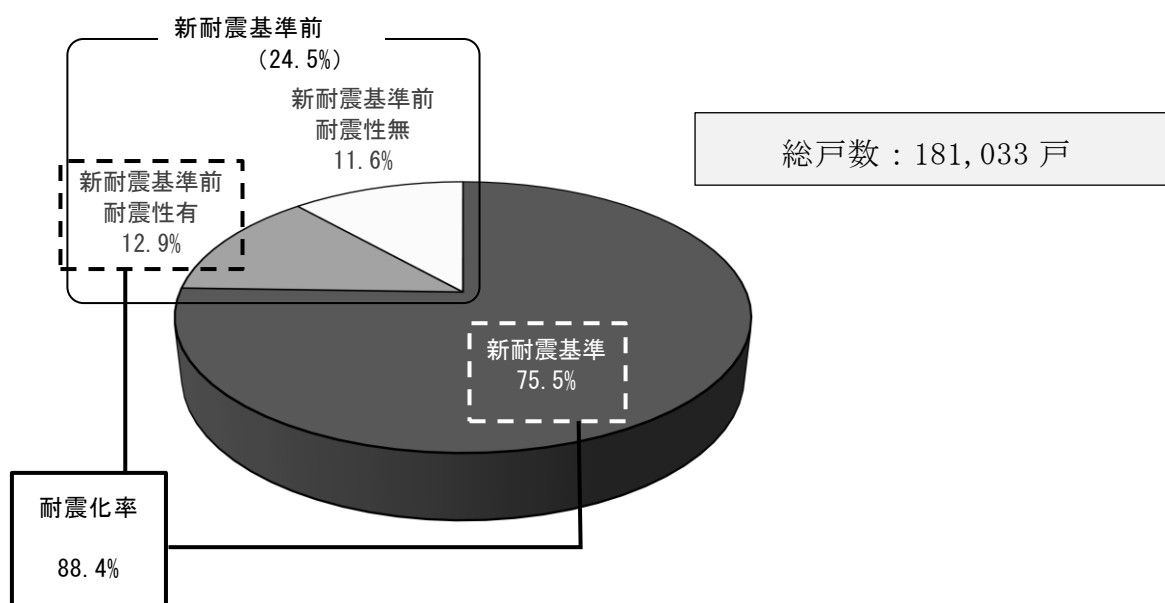
○補助額，補助率を引き上げること。

<効果>

地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命，身体及び財産を保護することができます。

参考資料

住宅の耐震化の現状（平成27年）



（藤沢市耐震改修促進計画 資料）

（市担当課 計画建築部 建築指導課）

2 重度障害者医療費助成制度の充実について

(要望先 福祉子どもみらい局)

重点要望項目

重度障害者医療費助成制度について、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方の入院についても対象とするとともに、対象者を療育手帳 B 1 の方まで拡大すること。

また、地域間で助成対象者に格差が生じないように、全国統一の制度を創設するよう国に働きかけること。

さらに、重度の身体・精神・知的障害者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金について、県費補助の対象外とする措置について、撤廃すること。

要望内容

<現状>

当市の障がい者等医療費助成制度では、重度障がい者の医療に係る経済的負担を軽減するため、身体障害者手帳 1 級から 3 級及び 65 歳以上かつ 4 級の一部、精神障害者保健福祉手帳 1 級及び 2 級、療育手帳 A 1・A 2（重度）及び B 1（中度）、65 歳以上かつ寝たきりの人を対象に、通院・入院時における保険診療の自己負担分を助成しています。しかし、助成対象者の増加に伴い、財政的負担も増大しています。

一方、県の障がい者等医療費助成制度では、療育手帳 B 1（中度）の人の通院・入院時における保険診療の自己負担分及び精神障害者保健福祉手帳 1 級の方の入院時の保険診療分の自己負担分が補助対象外とされています。また、平成 20 年度には補助要綱が見直され、一部負担金の導入と制度の新規対象が 64 歳以下までとなりました。さらに、平成 21 年度には所得制限が導入されました。

重度障がい者医療費助成制度は、重度の障がいのある人の医療費を助成することにより、障がい者の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与することを目的としています。しかしながら、現状の県の制度では自己負担分が発生してしまうため、通院を控えてしまう、通院したために生活が不安定になってし

まうなど、重度の障がいがある人が制度の目的から外れてしまうような実態があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 精神障がい者１級の入院医療費を対象とするとともに、対象者を療育手帳Ｂ１の方まで拡大すること。
- 一部負担金及び所得制限措置を撤廃すること。
- 全国統一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

<効果>

障がい者の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与します。

参考資料

神奈川県と藤沢市の重度障がい者医療費助成制度

	対象者	一部負担金	年齢制限・所得制限
神奈川県	(1) 身体障害者手帳１級・２級 (2) IQが35以下 (3) 身体障害者手帳３級かつIQ50以下 (4) 精神障害者保健福祉手帳１級 (通院のみ)	あり 通院１回200円 入院１日100円	【年齢制限】 65歳以上の新規適用除外 【所得制限】 特別障がい者手当の所得制限限度額を準用
藤沢市	(1) 身体障害者手帳１級・２級・３級及び４級の の一部(65歳以上で後期高齢の対象範囲) (2) IQ50以下 (3) 精神障害者保健福祉手帳１級(入院含む)・２級 (4) 65歳以上の寝たきりの方	なし	【年齢制限】 なし 【所得制限】 なし

(市担当課 福祉健康部 福祉医療給付課)

3 小児医療費助成制度の創設・小児医療費助成制度の拡充について

(要望先 福祉子どもみらい局)

重点要望項目

子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、小児医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止・減額をすることなく、対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。

要望内容

<現状>

小児医療費助成については、少子化対策及び子育て支援策として、各自治体において独自の基準を設けて実施しています。県の制度においては、補助対象が未就学児まで（所得制限・一部負担金あり）、補助率は3分の1です。一方、当市の制度は小学校6年生修了までの入通院を所得制限なしで、中学生の入通院については児童手当所得制限限度額に準じた所得制限を設けて助成しています。

小児医療費助成はすべての自治体で行っているものの、対象年齢や所得制限など、自治体間で制度の較差が生じています。国は平成27年度に「子供の医療制度の在り方等に関する検討会」において、全国一律の小児医療費助成制度の創設について議論しましたが、結論に至らなかったという経緯があります。

県が平成25年度に公表した「緊急財政対策の取組結果」によると、県単独補助金については国の「社会保障と税の一体改革」の動向を見定めたいうえで、平成27年度以降も引き続き見直しを検討すると記されています。今後、県単独補助金の見直しが行われる場合には、自治体の財政状況及び市民サービスに大きな影響を与えることが想定されます。

＜要望事項＞

次の事項について要望します。

○子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

○県の小児医療費助成事業について、補助金の廃止・減額をすることなく対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。

＜効果＞

小児医療費助成制度は、住所地に関わらず同じ助成が受けられる全国一律の制度となることで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健康増進に寄与します。

(市担当課 子ども青少年部 子育て給付課)

4 教員数配置の充実強化について

(要望先 教育委員会 教育局)

重点要望項目

新学習指導要領の実施により、教員の負担軽減を図ることや、教員が子どもたちに向き合い一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導の充実のため、小学校外国語専科教員の加配措置の拡充及び専任の教育相談コーディネーター兼児童生徒指導担当教員の加配措置について国に働きかけるとともに、専任で配置されるまでの間、県で加配措置を行うなど必要な措置を講じること。

また、特別支援学級における教員の複数配置について、県の基準に基づいた適正な配置を行うこと。

要望内容

<現状>

令和2年度から新学習指導要領が全面実施となり、小学校5、6年生の外国語の教科化と小学校3、4年生の外国語活動の実施による週当たりの総授業時間数の1単位時間増加、プログラミング教育などの新しい教育への対応など、教員の負担が増大しています。

上記のような新学習指導要領対応に加えて、社会環境の変化に伴ういじめ、不登校や子どもの貧困問題など学校を取り巻く環境が複雑化・多様化していること、学習面や生活面での諸課題、特別な配慮を要する児童生徒が増加傾向にあることなども、学校や教員の負担につながっています。特に、課題解決にあたる児童生徒支援・指導担当者や、支援教育・教育相談にかかるコーディネーター教員へのニーズが高まっていますが、そうした担当者やコーディネーター教員は学級担任やその他の分掌と兼務していることも多く、教員の負担を増加させる一因となっています。

国は令和元年度から小学校に英語専科教員の加配措置を行っており、当市にも配置がなされていますが、その数は十分ではありません。また、国が小・中学校における特別支援教育コーディネーターの校務分掌への位置づけを求めているこ

とを受け、県は令和元年度から教育相談コーディネーターの業務を推進するためコーディネーターの後補充非常勤講師を配置する事業を実施しましたが、対象となったのは指定を受けた小学校1校のみです。

特別支援学級への教員の配置については、児童生徒数が一定数を超えた場合に規定外定数として複数配置をするという神奈川県独自の基準が定められていますが、任用要件が生じているにも関わらず、適切配置がなされていない状況です。市立小・中学校への入学を希望する障がいのある児童生徒も増えていますが、障がいの程度の重い児童生徒が特別支援学級に入学・転籍を希望するケースも増えており、教員の配置数が十分ではない状態です。

<要望項目>

次の事項について要望します。

○新学習指導要領の実施によって増加した教員の負担を軽減するため、小学校外国語専科教員の加配措置の拡充を行うこと。

○専任の教育相談コーディネーター兼児童生徒指導担当教員の加配措置について国に働きかけること。また、専任で配置されるまでの間、県で加配措置を行うなど必要な措置を講じること。

○特別支援学級における教員の複数配置について、県の基準に基づいた適正な配置を行うこと。

<効果>

実状に即した教員の配置をすることにより、教員の負担軽減、働き方改革につながると同時に、支援を必要とする児童生徒にとって安心できる教育環境を整えよりきめ細かな支援を行うことが可能になります。

(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課・学務保健課)

5 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について

(要望先 福祉子どもみらい局)

要望項目

児童養護施設退所者の社会的自立に向けて、自立援助ホーム及び自立援助ホーム退所後に地域生活へ移行するためのステップハウスの開設促進など、住宅確保のための支援を充実すること。

要望内容

<現状>

児童養護施設では、様々な事情により、家族による養育が困難な子どもたちが生活していますが、高校卒業時の18歳で、就職又は進学等により原則退所することとなります。平成31年度に厚生労働省が発表した「社会的養育の推進に向けて」によると、社会的養護が必要な対象児童は全国で約4万5千人とされ、中学校卒業後の進路については、一般に比べると進学率は低く、就職が多くなっています。

県内では、児童養護施設退所者が共同生活を行いながら、相談や日常生活上の援助、就業の支援等を行う場として、横浜市3カ所、川崎市1カ所、相模原1カ所、県域2カ所の計7カ所の自立援助ホームが運営されています。県域では、

「湘南つばさの家」が男子の、「みずきの家」が女子の自立援助ホームとして運営されていますが、どちらも定員は6人となっており、児童養護施設退所者の受け入れの場が不足しています。

児童養護施設退所者は、人生初めてのひとり暮らしと就職という、大きな二つの環境の変化に直面することとなります。中には、住み込みや寮など住居確保を優先条件として就職先を選択した結果、離職と同時に居住場所を失い、住居がないため次の就職先を見つけることができず、生活困窮に陥ってしまうケースもあります。児童養護施設退所者が社会からドロップアウトするということがないよう、生活基盤として、自立援助ホームや自立援助ホーム退所後に地域生活へ移行するためのステップハウスの開設促進などの住宅確保支援が必要とされています。

当市には、平成26年度に、県の委託事業として、児童養護施設退所者等のアフターケア事業を行う「あすなろサポートステーション」が設立されました。相談支援のみならず、自立を支援するための住居の設置など生活環境を保障することで、児童養護施設退所後の自立を更に促すことができます。また、自立を支援するための住居の安定的な運営に向けた支援等、県と近隣市町が協力し、広域的な連携体制を構築することで、より効果的な支援が見込まれます。

＜要望事項＞

次の事項について要望します。

- 自立援助ホームやステップハウスの開設促進など、児童養護施設退所者に対する住宅確保のための支援を充実すること。

＜効果＞

児童養護施設等を退所し、就職する者等の支援を行うことで、社会的自立の促進に寄与します。

(市担当課 子ども青少年部 子育て企画課)

6 老人福祉施設の整備に対する支援について

(要望先 福祉子どもみらい局)

要望項目

入所者の安全確保及び社会福祉法人の安定した運営を図るため、「神奈川県老人福祉施設整備費補助金」について、長寿命化を目的に特別養護老人ホームが行う大規模修繕を補助対象とするよう拡充を図ること。

要望内容

<現状>

超高齢社会の進展により、特別養護老人ホーム等の需要は、引き続き高まっていくと想定されます。また、特別養護老人ホーム等は、ショートステイ、デイサービスなどが併設されていることも多く、入所施設としての機能のみならず、社会資源として地域において大きな役割を担っています。

「かながわ高齢者保健福祉計画」においては、在宅サービスなどのサービス提供基盤の整備を図ることで特別養護老人ホームの入所待機者の実質的な解消を図るなどの整備を進めています。その一方、藤沢市内には、建築後30年以上経過した特別養護老人ホームが複数存在しており、創設による整備だけではなく、建て替えも含めた既存施設の改修が課題となっています。

神奈川県においては、「神奈川県老人福祉施設整備費補助金」により、創設及び増改築等に対する補助が行われていますが、既存施設の大規模修繕に対する支援はありません。

また、令和2年度の地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）において、大規模修繕に関する補助メニューが新たに設けられていますが、大規模修繕とは別に介護施設等も新設する必要があるなど、要件が限定的となっています。

老朽化した施設において、入所者の安全、安心を確保するためには、相当規模の修繕工事を行うことが必要となり、特に、大規模修繕を行う際には、借入金等により対応することとなるため、運営を行う社会福祉法人の財務体制にも大きな影響を与えることとなります。

施設の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援により、既存の特別養護老人ホームをはじめとした社会福祉施設は長寿命化が図られ、入所者の安全が確保されるとともに、施設は健全な運営ができるようになります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

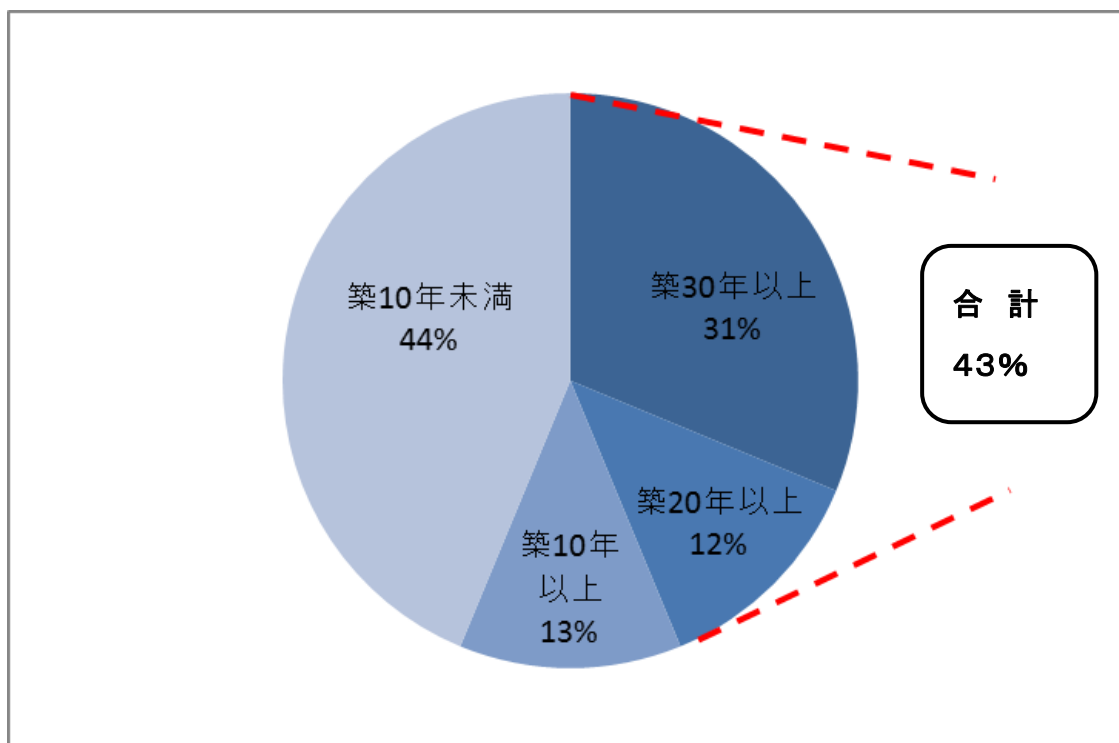
- 「神奈川県老人福祉施設整備費補助金」について、長寿命化を目的に特別養護老人ホームが行う大規模修繕を補助対象とするよう拡充を図ること。

<効果>

特別養護老人ホーム等の長寿命化を図り、安定的な運営とともに入所者の安全と安定的なサービスの提供が確保されます。

参考資料

藤沢市内の特別養護老人ホームの建設年次別の割合



(市担当課 福祉健康部 介護保険課)

7 重症心身障害児者の入所施設の整備について

(要望先 福祉子どもみらい局)

要望項目

重症心身障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らすため、長期入所施設のない湘南東部障害保健福祉圏域に、「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能をもつ施設を積極的に整備すること。

要望内容

<現状>

平成28年度に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」に基づき、自治体は医療的ケアを要する障がい児の支援のため、保健・医療・福祉等の関係機関と連絡調整を行う体制整備に努める必要があります。県は平成30年度から、医療的ケア児等コーディネーターの養成を実施するなど、体制整備の拡充に努めているところです。

重症心身障がい児者の多くが24時間にわたる介護や医療ケアを要しており、在宅で生活している重症心身障がい児者は、居宅介護や生活介護、訪問看護等の福祉・医療サービスを利用しながらの生活を続けていますが、本人や高齢化する家族等介護者の負担の増大につながっています。重症心身障がい児者が地域の中で安心して暮らすためには、継続的に介護と医療が提供される「住まいの場」が必要ですが、湘南東部障害保健福祉圏域には、その機能を担っている入所施設がないため、体制整備が十分とは言えない状況です。

県は平成26年度に、他の障害保健福祉圏域における施設の新築又は増設等の際には、県が入所調整を行うため、当市を含む湘南東部障害保健福祉圏域の重症心身障がい児者も利用可能であるという考えを示しています。しかし、家族等介護者は、住み慣れた生活圏域での「住まいの場」の確保を望んでいます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

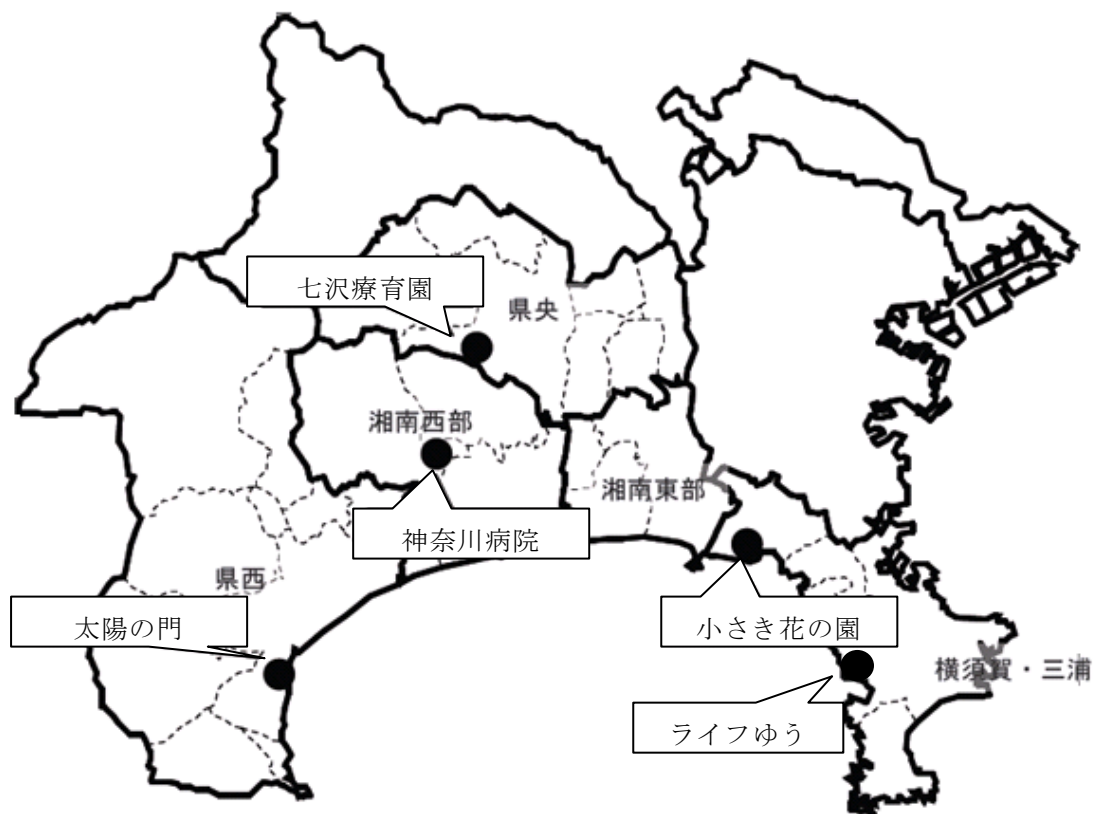
○湘南東部障害保健福祉圏域に、重症心身障がい児者の入所施設を整備すること。

<効果>

福祉と医療を一体的に提供できる入所施設が設置されることにより、住み慣れた生活圏域で「住まいの場」が確保されることのみならず、短期入所機能を活用し、家族等介護者の負担軽減を図り、家族との在宅生活を少しでも長く過ごすことができるようになります。

参考資料

神奈川県障害保健福祉圏域と重症心身障がい児者施設の状況



(出典：神奈川県Webサイト)

(市担当課 福祉健康部 障がい福祉課)

新規要望

8 部活動指導員配置に係る予算措置について

(要望先 教育委員会 教育局)

要望項目

生徒及び教職員にとって適切な部活動の運営を構築するため、国の部活動指導員配置促進事業を活用して市立中学校へ部活動指導員を配置できるよう、県は必要な予算措置を行うこと。また、部活動指導員の配置に当たっては地域の実情に即したものとなるよう、国に働きかけること。

要望内容

<現状>

藤沢市立中学校19校のうち、令和元年度に部活動を行った生徒は約9,000人でした。そのうち、運動部で活動した人数は約6,000人です。

令和元年度の運動部活動入部状況調査（藤沢市中学校体育連盟）によれば、運動部顧問328人のうち、約42%が経験のないスポーツを指導しています。また、平成29年度に当市中学校教員を対象に行った「部活動に関する教員の意識調査」では、「部活動の顧問を担当することに負担を感じますか」という問いに「感じる・少し感じる」と回答とした教員が85%に上りました。加えて、OECD「国際教員指導環境調査」によると、日本の中学校教員の勤務時間は参加国・地域中最長となっており、部活動顧問を務めることが長時間勤務の理由の筆頭に挙げられています。このように、教員にとって部活動の顧問を担当することは、精神的な負担のみならず、時間的制約のうえでも重い負担となっています。

当市では生徒及び教職員にとって適切な部活動運営を構築していくという観点に立ち、国の部活動指導員配置促進事業を活用して市立中学校に部活動指導員を配置しており、令和2年度から10人の部活動指導員を配置しています。今後も採用を積極的に行い、年度内に市内19校に1人ずつ配置することを目指しています。

国の部活動指導員を配置する場合の補助割合は、国1/3、県1/3、市1/3となっており、市立中学校への部活動指導員配置のためには、市のみならず県でも予算を確保することが不可欠です。

また、国の部活動指導員配置促進事業では、1校当たり3人程度の部活動指導員を、4年間で計画的に配置することとなっています。しかしながら、学校の規模や生徒数、部活動の種類によっては、1校当たり3人程度という人数が実情と即していない場合があります。

＜要望事項＞

次の事項について要望します。

- 国の部活動指導員配置促進事業を活用して市立中学校へ部活動指導員を配置できるよう、県は必要な予算措置を行うこと。
- 部活動指導員の配置に当たっては地域の実情に即したものとなるよう、国に働きかけること。

＜効果＞

部活動指導員は、部活動の技術指導だけでなく、大会の引率等を行うことが可能であるため、教員の長時間労働の是正につながるものです。部活動指導員の配置により、生徒及び教職員にとって適切な部活動の運営体制が構築できます。

(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

9 文化財の保護について

(要望先 教育委員会 教育局)

要望項目

歴史的建造物の保存と活用を図るため、登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助に係る補助について、設計監理経費以外の本工事費も補助対象経費とするよう、県は国に働きかけること。

要望内容

<現状>

歴史的建造物は、地域の歴史を後世に伝える遺産であり、観光や文化分野における大きな資産です。とりわけ、建設から50年以上が経過し、国からの認定を受けた国登録有形文化財は、地域のみならず全国的にも貴重な文化資源となっています。

こうした国登録有形文化財の保存と活用を図るための補助制度として、文化庁の「登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助」がありますが、その用途は限られています。現状の制度では、国登録有形文化財の修理工事や建物附属設備の設置改修工事に係る設計監理と、工事施工上必要となる事前調査等の事業に対しては補助が出ますが、工事そのものには補助が出ません。補助金の用途が限定されていることで、所有者は国登録有形文化財を保存・修理のための工事費用に補助金を充てることができず、工事の実施を諦めざるを得ない状況となる可能性があります。

所有者は保有する歴史的建造物をより良い形で次世代に継承していく必要がありますが、国の補助を受けられないことを理由に保存・修理のための工事を断念することがないように、設計監理経費以外の本工事費も補助対象経費とするよう、県は国に働きかけることを要望します。

＜要望事項＞

次の事項について要望します。

○歴史的建造物の保存と活用を図るため、設計監理経費以外の本工事費も補助事業の対象経費とするよう、県は国に働きかけること。

＜効果＞

歴史的建造物の中でも、とりわけ国からの認定を受けた登録有形文化財は地域のみならず全国的にも貴重なものであるため、保存と活用を図るための設計監理経費以外の本工事費を補助事業の対象とすることで、より多くの自治体で保存・活用ができるようになり、地域の歴史を継承するとともに、地域の文化や観光の発展に寄与します。

（市担当課 生涯学習部 郷土歴史課）

10 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金について

(要望先 環境農政局)

要望項目

新たな海洋汚染を生み出さない世界の実現を目指した「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されたことを踏まえ、海洋ごみ対策が今後ますます重要となることから、海洋ごみの回収・処理事業等に係る国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を令和3年度以降も継続し、地域環境保全対策費補助金の継続に当たっては、補助率を10/10に戻すよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

平成25年度に創設された地域環境保全対策費補助金は、補助率が10/10であったため各自治体が積極的に活用し、結果として海岸漂着物等地域対策推進事業が大きく前進しました。しかしながら、平成27年度には8/10、平成28年度から令和元年度には7/10と、補助率が低下しています。

平成30年度には「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（改正海岸漂着物処理推進法）が公布・施行され、海洋ごみ・漂流ごみへの対策が強化されました。

相模湾沿岸においては、自然環境の保全と利用環境の創造を図り、海岸清掃を一元化するために県・関係市・企業等により設立された「(公財) かながわ海岸美化財団」に対して県市で1/2ずつの負担金を支出し、海岸清掃を行っています。さらに、海岸の環境悪化を防止するため、当市は市単独の委託（追加清掃）により、清掃回数を増やしています。近年の記録的豪雨や台風等の影響により緊急的な清掃が必要になることや、令和元年5月に国が策定した「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」に基づき陸域のみならず一旦海洋に流出したプラスチックごみについても回収する必要があることなどから、こうした追加清掃の

必要性が高まる一方で、補助率の低下により、十分な清掃回数の確保が難しくなっています。

「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」に基づき、プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指していくためにも、事業の継続及び補助率の10/10への復元は不可欠です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

○補助率を10/10に復元するよう国に働きかけること。

○令和3年度以降も補助を継続するよう国に働きかけること。

<効果>

海岸における良好な景観及び環境の保全が図られることにより、海水浴場利用者の増加につながるなど、観光産業の振興に寄与します。

参考資料



海岸漂着物の様子

(市担当課 環境部 環境総務課)

要望項目

プラスチックごみを含む海岸漂着ごみの約8割は河川からの流出物であると考えられており、河川ごみ対策は広域的に取り組むことが効果的であることから、国が策定した「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を踏まえ、神奈川県が主体となって、当市の境川及び引地川両河川を含めた神奈川県全域での河川清掃の強化及び不法投棄の取締活動を展開するとともに、県が管理する河川の美化活動を実施する自治体への財政的支援を行うこと。

要望内容

<現状>

プラスチックごみを含む海岸漂着ごみの約8割は河川からの流出物であると考えられており、河川清掃の充実や不法投棄の取締りなど河川のごみ対策に取り組むことは、河川のみならず海洋の環境保全にもつながります。こうした状況を踏まえ、国は「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、河川のプラスチックごみ対策を推進しています。また、神奈川県は平成30年度に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、全県でのプラスチックごみ対策を呼び掛けています。

河川のごみ対策は、上流域の自治体から下流域の自治体まで広域的に取り組むことが効果的であることから、境川及び引地川両河川を含めた神奈川県全域での河川に係る美化活動の展開について、県が主体となって取り組んでいくとともに、県が管理する河川の美化活動を実施する自治体への財政的支援を行う必要があると考えます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 「かながわプラごみゼロ宣言」を行った神奈川県が主体となって、境川及び引地川両河川を含めた神奈川県全域での河川に係る美化活動の展開を推進すること。
- 県が管理する河川の美化活動を実施する自治体に対して、財政的支援を行うこと。

<効果>

県のリーダーシップのもと全県で河川美化に取り組むことは、国の「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の推進にも寄与し、プラスチックごみ対策への更なる気運醸成につながると同時に、海岸美化の推進にもつながるため、海岸清掃費用の軽減が期待できます。

参考資料



河川美化活動の様子

(市担当課 環境部 環境総務課)

1 2 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について

(要望先 県土整備局)

要望項目

「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」の実現を目指すため、新駅設置に向けたＪＲ東日本との調整や鎌倉市深沢地区との一体的なまちづくりを進めるための土地区画整理事業及び都市計画手続きの円滑な履行について、財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。

要望内容

<現状>

「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」は、藤沢・鎌倉の両市に跨る村岡・深沢地区へ新駅を核とする新たな広域的都市拠点の形成を図ることを目的としています。

本構想の実現に向けては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じてＪＲ東日本へ新駅設置の要望を続ける一方で、平成１９年度には、神奈川県、鎌倉市、当市で構成する湘南地区整備連絡協議会を強化し、広域的な都市づくりの課題解決に向けて取組の強化を図りながら、実現に向けて取り組んでいるものであります。

平成３０年度には「藤沢市村岡地区・鎌倉市深沢地区のまちづくりと村岡新駅（仮称）設置に関する合意書」を神奈川県及び鎌倉市と締結し、現在は、令和２年度に予定する新駅設置の最終判断に向け、事業費の精査を進めるとともに地元調整や都市計画決定に向けた関係機関との調整などを精力的に進めているところであります。

まちづくりが新たな段階を迎えつつあるなか、核となる新駅設置に向けたＪＲ東日本への働きかけの強化、新駅及びまちづくりに関する具体的な事業スキームの構築が喫緊の最重要課題となっております。

これら諸課題の解決には、広域的視点を有する神奈川県の支援が必要不可欠なものとなっております。このため、まちづくりの実現に向け、新駅を含む都市基盤の整備計画の策定や、駅舎整備費用等に対する起債の取扱い、土地区画整理事

業及び市道整備に対する支援拡充等，まちづくりに関する財政面，制度面，体制づくりに向けた支援について要望するものです。

＜要望事項＞

次の事項について要望します。

○新駅設置に向けたＪＲ東日本との調整に主体的に取り組むこと。

○鎌倉市深沢地区との一体的なまちづくりを進めるための土地区画整理事業及び都市計画手続きの円滑な履行について，財政的支援や制度・体制づくりに主体的に取り組むこと。

＜効果＞

高度な研究，開発機能が集積する村岡・深沢地区に新たな広域的都市拠点の形成を図ることは，神奈川県全体の産業基盤の発展や地域経済の活性化につながるものであります。また，公共交通への利用転換によるＣＯ２削減やスマートシティーをモデルとした環境配慮型のまちづくりを実践することで，先進的なまちづくりのモデル都市となります。

（市担当課 都市整備部 都市整備課）

1 3 自転車通行帯の整備について

(要望先 県土整備局)

要望項目

昨今の健康志向や環境保護の必要性の高まり、観光地における交通渋滞の緩和などを目的とした利用促進など、自転車の活用機運が向上している。その結果、自転車で走りやすい道に対するニーズも高まっているため、自転車ネットワーク計画に位置付けられている県管理施設（国道、県道、河川沿いの道路）の自転車ネットワーク路線について、県は早期に国が定めたガイドラインによる自転車通行空間の確保を行うこと。

要望内容

<現状>

昨今の健康志向や環境保護の必要性の高まり、観光地における交通渋滞の緩和などを目的とした利用促進などを契機として、全国的に自転車の活用推進の機運が高まっている中、当市では、平成26年度に自転車施策に関する総合的な計画「ふじさわサイクルプラン」を策定し、安全で快適な自転車ネットワークの形成に向けて、「将来的な自転車ネットワーク路線」（以下、「将来ネットワーク路線」）を設定しています。「将来ネットワーク路線」は、自転車交通量が多い地区間を連絡する道路、学校や商業施設へのアクセス道路、観光・レジャーなどによる広域ネットワーク路線等から選定しており、市道のみならず、県管理の国道1号以外の国道・県道・河川沿いの道路といった施設でも設定をしています。

「将来ネットワーク路線」のうち県管理施設の整備状況としては、国道134号では市内の全線にわたって車道混在による整備（矢羽根型路面表示の設置）が完了しています。県道30号戸塚茅ヶ崎では、藤沢大和自転車道の交差点に当たる富士見橋から西側の辻堂駅南海岸線高砂交差点までの区間の自転車専用通行帯の整備が、令和元年度に完了しました。しかしながら、それ以外は整備予定が示されていない状況です。

県管理施設の「将来ネットワーク路線」は、当市の自転車ネットワークの根幹となる路線であるため、それら自転車通行空間の確保が進むことで、沿道の自転

車利用が加速していくことが期待されます。つきましては、自転車ネットワーク計画に位置付けられている県管理施設（国道，県道，河川沿いの道路）の自転車ネットワーク路線について，県は早期に国が定めたガイドラインによる自転車通行空間の確保を行うことを要望します。

＜要望事項＞

次の事項について要望します。

- 自転車ネットワーク計画に位置付けられている県管理施設（国道，県道，河川沿いの道路）の自転車ネットワーク路線について，県は早期に国が定めたガイドラインによる自転車通行空間の確保を行うこと。

＜効果＞

自転車の活用は，健康・環境・観光といった新たな視点からのソフト施策が先行していくことが想定されるため，自転車通行空間や駐輪環境の確保がより顕著な課題となるため，県管理施設の「将来ネットワーク路線」における自転車通行空間の確保が進むことは，当市の自転車ネットワークの根幹となる路線の確保につながり，沿道の自転車利用が加速していくことが期待されます。

参考資料



整備事例（県道30号戸塚茅ヶ崎）

（市担当課 計画建築部 都市計画課）

1 4 契約事務に係る金額設定の適正化について

(要望先 政策局)

要望項目

市町村の契約事務においては、議会の議決を要する契約や随意契約できる金額について地方自治法施行令に基準が定められているが、この基準額は長期間改定がなく、特に随意契約できる金額については約40年見直しがされておらず、現在の社会経済状況と乖離しているため、関係法令の見直しを国に働きかけること。

要望内容**<現状>**

工事又は製造の請負契約は、契約金額によっては議決が必要となります。議決を要する金額の基準は地方自治法において定められていますが、平成7年以降は改定がなされていません。同様に、随意契約が可能となる金額も地方自治法によって定められていますが、この金額も昭和57年から改定されないまま約40年が経過しています。

こうした基準金額の制定から四半世紀以上が経過しておりますが、基準額にはその間の物価上昇率（人件費・資材費等）や消費税設定後の税率変更が全く反映されていないため、基準額の範囲内で契約できる工事施工量等が、制定当時と現在とで大きく乖離しています。

また、国土交通省等から、工事発注や施工の時期の平準化を図るよう通知が出されておりますが、金額によっては議決の必要が生じるため発注のタイミングが限定されてしまい、必ずしも平準化できないのが現状です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 地方自治法において定められている市町村の契約事務に係る議決を要する契約金額や随意契約できる金額の基準額については長期間改定がなく、現在の社会経済状況と乖離しているため、関係法令の見直しを国に働きかけること。

<効果>

議決を要する基準金額が改定されれば、一定規模の工事についても議決を経ずに発注できるため、工事発注時期の平準化が図れるとともに、工事着手までの時間も短縮されます。また、随意契約金額は小規模修繕等の上限額として運用していることから、金額改定により小規模修繕等を行える範囲が広くなり、より効率的に修繕等を実施することができるようになります。

(市担当課 財務部 契約課)

新規要望

15 災害時の踏切早期開放ルールの整備について

(要望先 ぐらし安全防災局)

要望項目

災害発生時の踏切遮断は、緊急時の避難行動や緊急車両等の通行の妨げとなることから、災害時の踏切の早期開放及び緊急を要する際の遮断踏切通行時のルール作りについて、国と鉄道事業者で協議をするよう、県は国に対して働きかけること。

要望内容

<現状>

当市は市内に21駅を擁しており、鉄道網が発達していますが、津波浸水想定区域内の踏切が災害時に遮断した際の対策や、災害時の緊急車両等の踏切の通行の整理がついていない状況です。

市内の地区の避難計画の中には、津波避難時に踏切を通過することを前提として作成された計画もありますが、現状では災害発生時に遮断された踏切の通行のルールがないため、住民からは災害時の踏切の開放と災害時に遮断された踏切の横断について、早期のルール作りを求められています。

災害発生時の踏切遮断は、避難行動の障害となることに加えて、緊急車両等の通行を妨げることとなります。特に津波災害下では、避難時に遮断された踏切を横断せざるを得ない状況が発生することとも考えられることから、横断の際の共通のルール作りや、それに伴う災害対策の検討が課題となっています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 災害時の踏切の早期開放及び緊急を要する際の遮断踏切通行時のルール作りについて、国と鉄道事業者で協議をするよう、県は国に対して働きかけること。

＜効果＞

踏切の早期開放や、緊急を要する際の遮断踏切通行に関して共通のルール等を設けることは、緊急車両等の通行障害が解消されると同時に、市民の安全な避難行動につながるため、市民の生命を守る効果があります。

（市担当課 防災安全部 危機管理課）

県所管別要望一覧

※凡例

(オリンピック関連) …東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連要望

(個別) …個別重点課題

(広域) …広域的重点課題

政策局

(オリンピック関連) 1-①大会関連事業に活用可能な補助金の拡充について・・・2

(オリンピック関連) 1-②事前キャンプの受け入れ及びトップアスリート等との市民交流機会の創出について・・・3

(オリンピック関連) 1-③競技開始時間の遵守等について・・・4

(広域) 14 契約事務に係る金額設定の適正化について・・・56

くらし安全防災局

(個別) 1 かながわ女性センター跡地の活用について・・・6

(個別) 3 急傾斜地崩壊対策の推進について・・・10

(個別) 10 消防防災施設整備費補助金について・・・24

(広域) 1 旧耐震基準分譲マンションの耐震改修補助について・・・30

(広域) 15 災害時の踏切早期開放ルールの整備について・・・58

スポーツ局

(オリンピック関連) 1-①大会関連事業に活用可能な補助金の拡充について・・・2

(オリンピック関連) 1-②事前キャンプの受け入れ及びトップアスリート等との市民交流機会の創出について・・・3

(オリンピック関連) 1-③競技開始時間の遵守等について・・・4

(個別) 11 マリンスポーツ・ビーチスポーツの振興について・・・26

環境農政局

(個別) 9 クロピラリドの成分を含む粗飼料の輸入禁止について・・・22

(広域) 10 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金について・・・48

(広域) 11 河川ごみ対策について・・・50

福祉子どもみらい局

(個別) 6	幼児教育類似施設への補助の充実について	16
(広域) 2	重度障害者医療費助成制度の充実について	32
(広域) 3	小児医療費助成制度の創設・小児医療費助成制度の拡充について . .	34
(広域) 5	児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について	38
(広域) 6	老人福祉施設の整備に対する支援について	40
(広域) 7	重症心身障害児者の入所施設の整備について	42

県土整備局

(個別) 4	道路の整備促進について	12
(個別) 7	相鉄いずみ野線の延伸について	18
(個別) 8	河川の整備促進について	20
(広域) 1 2	村岡・深沢地区全体整備構想（案）の実現に向けた支援について . .	52
(広域) 1 3	自転車通行帯の整備について	54

教育委員会・教育局

(個別) 2	特別支援学校の過大規模解消について	8
(広域) 4	教員数配置の充実強化について	36
(広域) 8	部活動指導員配置に係る予算措置について	44
(広域) 9	文化財の保護について	46

警察本部

(個別) 5	街頭防犯カメラの設置について	14
--------	--------------------------	----



藤沢市企画政策部企画政策課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1

TEL (0466) 50-3502

FAX (0466) 50-8436

e-mail fj-kikaku@city.fujisawa.lg.jp

web サイト <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>